

外国送金の送金目的のご回答に関するお願い

外国への送金又は外国からの送金の受取（以下「外国送金」という）の目的が、以下で示す「個人間の贈与等」「労働者の留守宅送金」に該当する場合には、集計データが統計作成のために利用されます^(※)。皆様の外国送金がこれらの目的に該当するか否かお確かめのうえ、外国送金をされる金融機関に、送金目的のご回答をお願いします。

（※）わが国の国際収支統計の「個人間移転」の作成を目的としています。集計データは月単位で金融機関等からご報告頂くため、個人名や個人の取引状況は特定されません。また、統計作成以外の目的では、使用致しません。

「個人間の贈与等」とは

①親族・知人との間の生活費の送金。

<生活費の具体例>

食料品・衣料品の購入費、学費、医療費、住宅の賃料、住宅の修繕費、家財道具の購入費、車の購入費など

②個人間の寄付・贈与等の送金。

③個人間の損害賠償金（和解金・慰謝料を含む）の送金。

「労働者の留守宅送金」とは

労働者本人または勤務先企業による、母国の残留家族への生活費の送金。

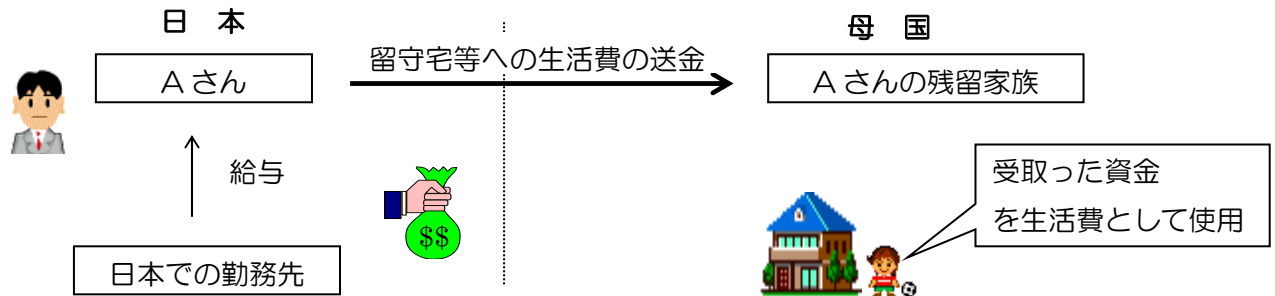
- － 労働者本人の口座に送金し、残留家族が用いる場合を含む。
- － 労働者の残留家族への送金を目的とした企業間の送金を含む。

○ 以下のものは該当しませんのでご留意下さい。

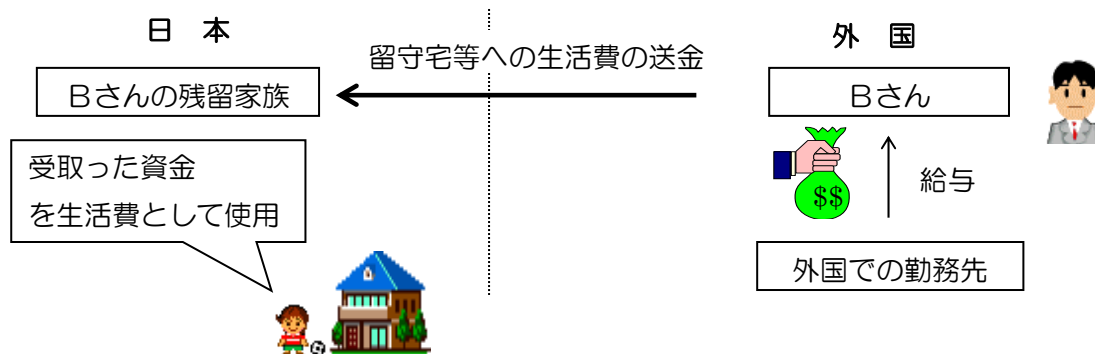
- ・ 留学のために海外に渡航した子息などへの留学費用の送金
- ・ 医療目的で海外に渡航した家族などへの入院費用、医療費の送金
- ・ 海外への移住や帰国に伴う自己資産の送金
- ・ 相続、遺産、遺贈による送金
- ・ 相続税、贈与税など税金の送金
- ・ 土地や住宅などの固定資産の取得、改築などの修繕のための贈与
- ・ 貸付金の送金
- ・ 株式投資など投資のための資金の送金
- ・ 法人への寄付・贈与等及び損害賠償金の送金

(よく見られる取引)

- 日本で勤務するために入国した外国人 (Aさん) が、日本の勤務先から支給された給与を母国の残留家族に生活費として送金。



- 外国で勤務する日本人 (Bさん) が、外国の勤務先から支給された給与を日本の残留家族に生活費として送金。



(調査の根拠)

財務省では、統計作成のため、以下の法令に基づき、金融機関^(※)に対して、個人間移転に関する資料の提出を求める通知を行っております。本調査はこれに基づくものです。データ収集には金融機関への皆様のご協力が不可欠ですので、よろしくお願い致します。

(※) 本調査は、主要な銀行等、資金移動業者を通じて行っています。

- ・ 外国為替及び外国貿易法第 55 条の 9 第 1 項

「財務大臣は、政令で定めるところにより、対外の貸借及び国際収支に関する統計を作成し、定期的に、内閣に報告しなければならない。」

- ・ 外国為替及び外国貿易法第 55 条の 9 第 2 項

「財務大臣は、前項に規定する統計を作成するため必要があると認めるときは (中略)、関係行政機関その他の者に対し、資料の提出を求めることができる。」

- ・ 外国為替の取引等の報告に関する省令第 33 条

「財務大臣は (中略)、対外の貸借及び国際収支に関する統計を作成するため必要な資料の提出を求める場合には (中略)、告示又は通知する方法により、当該提出を求める資料を指定してするものとする。」

以 上